

現場説明書

工事名 国立青少年教育振興機構
国立能登青少年交流の家 中央監視設備改修工事

国立青少年教育振興機構財務部施設管理課			
課長	課長補佐	施設管理課	担当

1 工事名 国立青少年教育振興機構 国立能登青少年交流の家 中央監視設備改修工事

2 工事場所 石川県羽咋市柴垣町14-5-6 (国立能登青少年交流の家構内)

3 完成期限 令和5年2月28日 (火曜日)

4 一般事項

現場説明書の適用方法

- (1) ・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。
- (2) 文中及び表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。
- (3) ——印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

5 施工に関する事項

(1) 工事用地

範囲は監督職員と協議の上決定し、使用にあたっては「工事用地使用許可願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。ただし、工事用地の借料は無償とする。

(2) 仮設物の設置等

① 仮設建物等

仮設建物等を設置するときは、「仮設物設置許可願」を監督職員に提出して発注者等の承諾を得ること。

② 障害物の撤去又は移設

障害物の撤去又は移設をするときは、別図及び監督職員の指示により行うこと。

③ 仮囲い等

仮囲い等を設けるときは、別図の位置に、図示の種類によること。

④ 監督職員事務所

・設ける (号) ○設けない

号	1	2	3	4	5	6
規模 (m ²)	10内外	20内外	35内外	65内外	100内外	

⑤ 仮設物の維持管理等

仮設物は、施工、監督及び検査に便利かつ安全な材料構造でかつ関係法規に準拠して設置するものとし、常に維持保全に注意すること。

⑥ 墜落制止用器具の着用について

労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)による墜落制止用器具(フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等)とする。

⑦ その他

- a) 工事期間中、近隣住民等第三者には、十分注意を払うこと。
- b) 既存施設や道路等を汚損もしくは破損したときは、速やかに監督職員と協議の上原状に復するものとする。
- c) 撤去工事における騒音、塵埃等には十分注意し、必要に応じて養生等の処置を講ずること。
- d) 工事車両等の運行にあたっては、安全対策について、監督職員と十分協議の上事故防止に努める。

(3) 工事用電力等

- ① 工事用電力、電話、給水、排水等は受注者において手続きの上設置し、その費用及び使用料は受注者の負担とする。
- ② 工事用電力
 - ・ 電力会社と協議の上引き込む
 - 構内より分岐できる
- ③ 工事用電話
 - ・ 構外より引込む。
 - 携帯電話にて対応する
- ④ 工事用給水
 - ・ 構外より引込む。 ○ 構内より分岐できる。 ・ さく井する。 ・
- ⑤ 工事用電力、電話、給水の引き込み位置は別図により、排水は別図又は監督職員の指示による。
- ⑥ 工事に際して、学内の上水道、下水道施設を使用するときは「上(下)水道使用願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。
- ⑦ その他
工事用電力・工事用給水を所内より分岐する場合は、受注者の負担において電力量計、量水器を設置し、料金は国立能登青少年交流の家へ納入する。

(4) 工事写真等

① 工事写真等

工事写真等は、文部科学省が定めた「工事写真撮影要領」により撮影し、次表のものを提出すること。

区 分	大 き さ	種 類	組
敷地状況写真	サービス判	カラー	1組
着工前写真	サービス判	カラー	1組
工 事 写 真	サービス判	カラー	1組
完 成 写 真	サービス判	カラー	1組

~~※ 完成写真はファイルし、表紙に工事名、工期を記入し、撮影方向等を明示した配置図、平面図を添付すること。~~

② その他

質疑回答書、現場説明書、特記仕様書及び設計図（発注図）のA3版2つ折り製本を3部提出すること。

(5) その他

鍵は、各組（一組は同一鍵3本）毎に鍵札（アクリル製）を付け、キープラン及び鍵リストを添えて鍵箱（鍵掛け付き）に納めて提出すること。

6 契約に関する事項

(1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構工事請負契約基準（以下、「基準」という。）の運用

① 基準第3の規定による、

工事費内訳明細書 { ○ 提出する。
・ 提出しない。

工 程 表

- 提出する。
- ・ 提出しない。

- ② 基準第29第4項にいう「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。
- ③ 天災、その他不可抗力による1回の損害合計額が前項にいう請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を越えるときは20万円）に満たないものは損害合計額とみなさないものとする。
- (2) 契約の保証について
- 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、次の①から⑦のいずれかの書類を提出しなければならない。
- ① 契約保証金として納付するものが、現金の場合は、保管金領収証書及び契約保証金納付書
- ア 保管金領収証書は、三菱UFJ銀行渋谷支店に契約保証金の金額に相当する金額の現金を払い込んで交付を受けること。
- イ 保管金領収証書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者 山川 寿典**と記載するように申し込むこと。
- ウ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、契約保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金払渡請求書を提出すること。
- ② 契約保証金の納付に代わる担保が、国債（国債に関する法律の規定により登録された国債を除く）、政府の保証のある債券、銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券で政府の保証のある債券以外のもの、地方債及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める社債の場合は、政府保管有価証券払込済通知書及び契約保証金納付書
- ア 政府保管有価証券払込済通知書は、三菱UFJ銀行渋谷支店に契約保証金の金額に相当する金額の当該有価証券を払い込んで、交付を受けること。
- イ 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者 山川 寿典**と記載するように申し込むこと。
- ウ 請負金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保管有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。
- ③ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関が振り出し又は支払を保証した小切手、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形で

ある場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書

ア 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

イ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ウ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

- ④ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関に対する定期預金債権の場合は、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面及び契約保証金納付書

ア 当該債権に質権を設定し提出すること。

イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該債権は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 受注者は、工事完成後、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**から当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面の返還を受けるものとする。

- ⑤ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書及び契約保証金納付書

ア 債務不履行による損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

イ 保証書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。

ウ 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ 保証期間は、工期を含むものとする。

キ 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6カ月以上確保されるものとする。

ク 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

ケ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、金融機関等から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

コ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成后、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**から保証書（変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還すること。

- ⑥ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券
- ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。
- イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- ウ 保険証券の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。
- エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- オ 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- カ 保険期間は、工期を含むものとする。
- キ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- ク 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保険金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ⑦ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券
- ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。
- ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- エ 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- オ 保証期間は、工期を含むものとする。
- カ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- キ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(3) 工事請負代金債権の債権譲渡

この工事の受注者は、下請セーフティーネット債務保証事業又は地域建築業経営強化融資制度のいずれかに係る融資を受けることを目的として、工事請負代金債権の債権譲渡を申し出ることができるものとする。

(4) 下請契約の締結

受注者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事標準下請契約約款」（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）に準拠した適切な下請契約を締結すること。また、「建設業法令遵守ガイドライン（第5版）-元請負人と下請負人の関係に係る留意点-」（平成29年3月国土交通省土地・建設産業局建設業課）により適切な取引をすること。

(5) 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号の3建設省建設経済局長通知）において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。また、下請代金の支払については発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均てん、下請

代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。

(6) 監督職員の権限

基準第9第2項第1号から第3号に示す範囲とする。

(7) 請負代金の支払

請負代金（前払金及び中間前払金を含む）は、受注者からの適法な支払請求書に応じて独立行政法人国立青少年教育振興機構財務部財務課から2回以内に支払うものとする。

(8) 請負代金の前払い

公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の4」以内の額の前払金を請求することが出来る。また、前払金の支払を受けた後、公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の2」以内の額の中間前払金を請求することができる。

(9) 工事関係保険の締結

この工事の受注者は、速やかに、次の付保条件により、組立保険契約（共済その他これに準じる機能を有するものを含む。）締結すること。

① 保険対象

工事請負契約の対象となっている工事全体とすること。

② 保険契約者

受注者とすること。

③ 被保険者

発注者並びに受注者及びそのすべての下請負人（リース仮設材を使用する場合には、リース業者を含む。）とすること。

④ 保険金額

請負代金額と同額とすること。ただし、支給材料又は貸与品の価額が算入されていないときはその新調達価額を加算し、保険の目的に含まれない工事の費用（解体撤去工事費、用地費、補償費等をいう。）が算入されているときはその金額を控除すること。

⑤ 保険金支払額の控除額（免責額）

請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えるときは20万円）未満とすること。

⑥ 保険金請求者

受注者とすること。

⑦ 保険期間

工事着手の日から工事目的物の完成引渡しの日までの期間とすること。

⑧ 特約条項

ア 同一発注者による同一工事場内における分離発注工事の隣接工区受注者相互間の求償権不行使特約を付帯すること。

~~イ 水災危険担保特約を付帯すること。~~

ウ 次の付保条件により、損害賠償責任担保特約を付帯（請負業者賠償責任保険その他これに準じる機能を有するものを付保することを含む。）すること。

（ア）対人賠償保険金額は、1名につき1億円以上かつ1事故につき10億円以上とすること。

（イ）対物賠償保険金額は、1事故につき1億円以上とすること。

（ウ）発注者受注者相互間の交差責任担保特約を付帯すること。

（エ）分離発注工事の隣接工区に対する賠償責任担保特約を付帯すること。

⑨ その他

ア ここで示す付保条件は、工事関係保険として最低限必要と思われる付保条件であり、受注者が受注者の判断でこれ以上の付保条件で工事関係保険を付保することを妨げるものでない。ただし、当該付保条件についても発注者が指示したものとみなす。

イ 建物の建築工事の受注者は、分離発注される当該建物の付帯設備工事の受注者と協議の上、建築工事の受注者が保険契約者となり、付帯設備工事の受注者を被保険者に加

え、一括して建設工事保険契約を締結することも可能である。

ウ 受注者が工事関係保険契約を締結したときは、遅滞なく、その保険証券を発注者に提示すること。ただし、総括契約方式による付保の場合は、保険会社の引受証明を発注者に提示すること。

エ 工事関係保険契約締結後に設計変更等により工事期間又は請負代金額に変更を生じた場合などには、速やかに、付保条件について変更の手続をとること。

7 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構が発注する建設工事（以下「発注工事」という）において、暴力団員、暴力団員準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

8 その他

(1) 工事実績情報サービス（CORINS）への登録

この工事の受注者は、工事契約内容及び施工内容について契約締結後10日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から10日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後10日以内にそれぞれの情報を財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報サービス（CORINS）への登録すること。

(2) 公共事業労務費調査への協力

毎年定期的実施される公共事業労務費調査への協力を依頼することがあるので、労働基準法第108条による賃金台帳を整備しておくこと。

なお、賃金台帳の整備にあたっては、全国建設業協会刊「建設現場の賃金管理の手引き」によること。

(3) 建設業退職金共済制度について

- ① 建設業退職金共済組合に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- ② 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。
- ③ 掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出すること。

~~(4) 工事成績評価について~~

~~この工事は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和元年10月18日閣議決定）に基づき、文部科学省が定めた工事成績評価要領（平成20年1月17日付け19文科施第370号）による工事成績評価の対象工事である。~~

~~(5) ワンデーレスポンスの実施について~~

~~本工事はワンデーレスポンスの実施対象工事である。~~

- ~~① ワンデーレスポンスとは、発注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうちに」することを含むものとする。~~
- ~~② 受注者は、実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。~~
- ~~③ 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査~~

~~し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。~~

~~(6) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について~~

~~① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上定める。~~

~~② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。~~

(7) 現場代理人の工事現場における常駐の緩和について

① 基準第10第3項に規定する現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。

ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。

イ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、発注者に通知した日とする。

ウ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。

エ 工事現場において作業等が行われていない期間。

② 基準第10第3項に規定する発注者との連絡体制が確保されるとは、発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることとする。

③ その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。

~~(8) 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて~~

~~本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を認めない。~~

(9) 特別重点調査を受けた者との契約について

「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日大臣官房文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金の10分の3以上とし、前払金の割合については、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、工事が進捗した場合の中間前払金及び部分払の請求を妨げるものではない。

(10) 引渡し後点検について

受注者は、完成引渡し後1年経過を目途に、施設の不具合の有無等について点検を行うものとする。

(11) 設計図書の取扱い

本工書の設計図書の取扱いは以下によるものとする。

① 図書の取扱い、保管は、善良なる管理者の注意義務を負うことに同意すること。

② 目的以外の使用は禁止とすること。

③ 図書を複製する場合、その部数は必要最低限とし、複製した図書は用済み後責任を持って確実に処分すること。

~~(12) デジタル工事写真の黒板情報電子化について~~

~~デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るもので~~

~~ある。~~

~~本工事で受注者がデジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上でデジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の①から③の全てを実施することとする。~~

~~なお、本項に規定していない事項は「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」に準ずる。~~

~~① 必要な機器・ソフトウェア等の導入~~

~~受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2 形状、寸法、仕様等の確認方法2.」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、対象工事での使用機器について提示するものとする。~~

~~② デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入~~

~~受注者は、使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2形状、寸法、仕様等の確認方法 2.」による。~~

~~なお、対象工事において、「黒板情報電子化」と「黒板を被写体に添えての撮影（従来の方法）」を併用することは差し支えない（例えば、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、使用機器の利用が困難な工種が想定される）。~~

~~③ 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品~~

~~受注者は、②に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。~~

国立青少年教育振興機構

国立能登青少年交流の家 中央監視設備改修工事

図 面 リ ス ト		
図面番号	図 面 名 称	縮 尺 (A1) 縮 尺 (A3)
M-01	表紙・図面リスト	N. S
特-01	特記仕様書 1	N. S
特-02	特記仕様書 2	N. S
M-02	案内図・配置図	1/800 1/1,600
M-03	中央監視設備 システム構成図及び機器仕様 (改修前)	N. S
M-04	中央監視設備 システム構成図及び機器仕様 (改修後)	N. S
M-05	中央監視設備 システム機能表 (改修後)	N. S
M-06	中央管理点入出力一覧表 (1)	N. S
M-07	中央管理点入出力一覧表 (2)	N. S
M-08	中央監視設備 1階配線図 (改修後)	1/200 1/400

国立青少年教育振興機構 国立能登青少年交流の家 中央監視設備改修工事

I 工事概要

- 1. 工事場所 石川県羽咋市柴垣14-5-6
2. 完成期限 令和5年2月28日(火曜日)

Table with 5 columns: 建物名称, 管理研修棟, サービス棟, 宿泊棟西, 宿泊棟東. Rows include 工種, 構造, 階数, 建築面積, 延べ面積, 消防法施行令別表第一の区分, 改修面積, 建物使用の有無.

Table with 5 columns: 工事種目, 管理研修棟, サービス棟, 宿泊棟西, 宿泊棟東. Rows include 空気調和設備, 換気設備, 排煙設備, 自動制御設備, 衛生器具設備, 給水設備, 排水設備, 給湯設備, 消火設備, ガス設備, 雨水利用設備, 撤去工事.

- 5. 指定部分 ●無 ○有 対象部分()
6. 概成工期 ●無 ○有 令和 年 月 日 (曜日)
(第1編1.1.2) [第1編1.1.2]

Table with 2 columns: 方式及び種別, 設備概要. Rows include 空調方式, 換気方式, 給水方式, 排水方式, 給湯方式, 消火設備, ガスの種類.

II 工事仕様

- 1. 共通仕様
(1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構発注工事請負契約規則第二章第19条の工事請負契約基準、現場説明書、図面 8枚及び本特記仕様書2枚によるほか、●印の付いたものを適用する。
●公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)(以下「標準仕様書」という。)
●公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)(以下「改修標準仕様書」という。)
●公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(令和4年版)(以下「標準図」という。)
●文部科学省機械設備工事標準仕様書(特記基準)(令和4年版)(以下「文科仕様書」という。)
●文部科学省機械設備工事標準図(特記基準)(平成31年版)(以下「文科標準図」という。)
●公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)(以下「改修標準仕様書」という。)
●公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(令和4年版)(以下「標準図」という。)
●文部科学省電気設備工事標準仕様書(特記基準)(令和4年版)(以下「文科仕様書」という。)
●工事写真撮影要領(令和元年7月)
(2) 建築工事及び電気設備工事を本工事に含む場合は、それぞれの特記仕様書を適用する。なお、建築工事の特記仕様書は()図、電気設備工事の特記仕様書は()図による。

- 2. 特記仕様
(1) 本特記仕様書の表記
1) 項目及び特記事項は、●印の付いたものを適用し、○印の付いたものは適用しない。
2) 項目に記載の(第 編 . . .)内表示番号は、標準仕様書の該当項目番号を示す。
3) 項目に記載の[第 編 . . .]内表示番号は、改修標準仕様書の該当項目番号を示す。
4) 項目に記載の<第 編 . . . >内表示番号は、文科仕様書の該当項目番号を示す。

Main specification table with columns: 項目, 特記事項. Rows include 適用区分, 電気保安技術者, 施工条件, 環境への配慮, 機材の品質等, 機材の検査等, 施工調査.

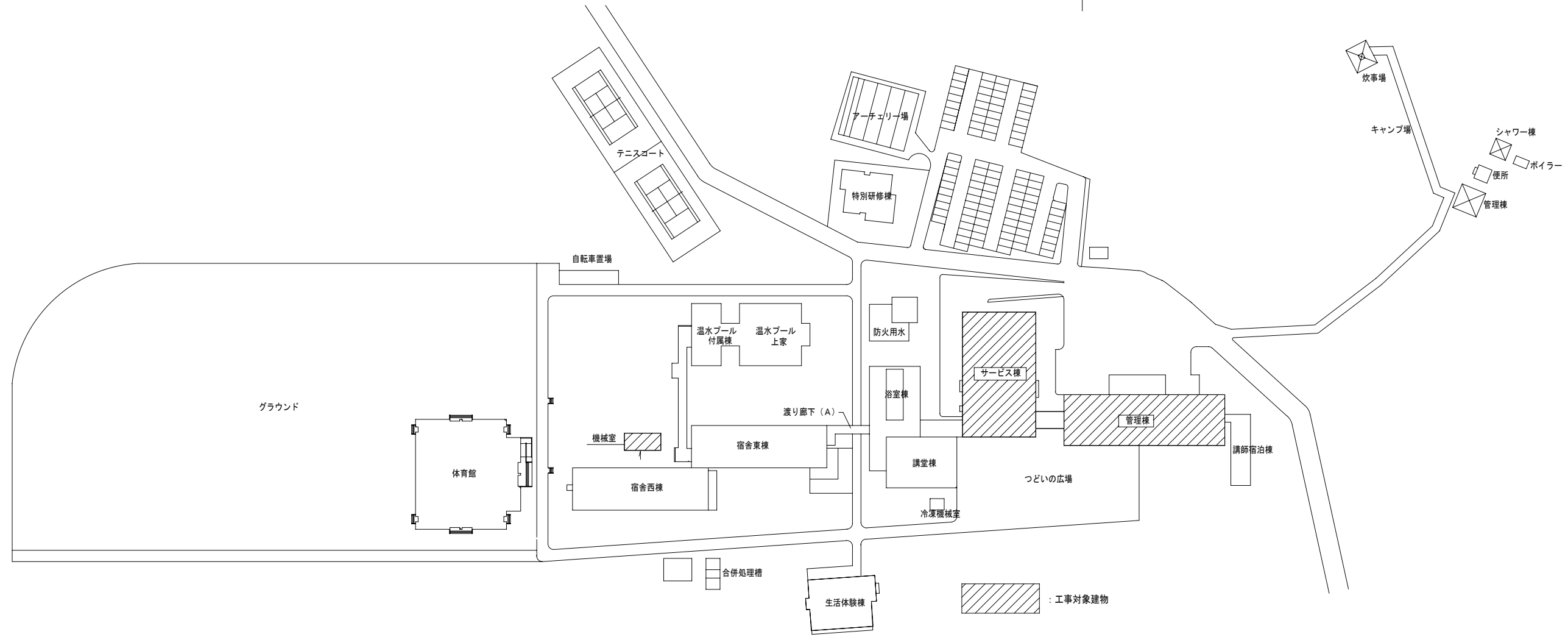
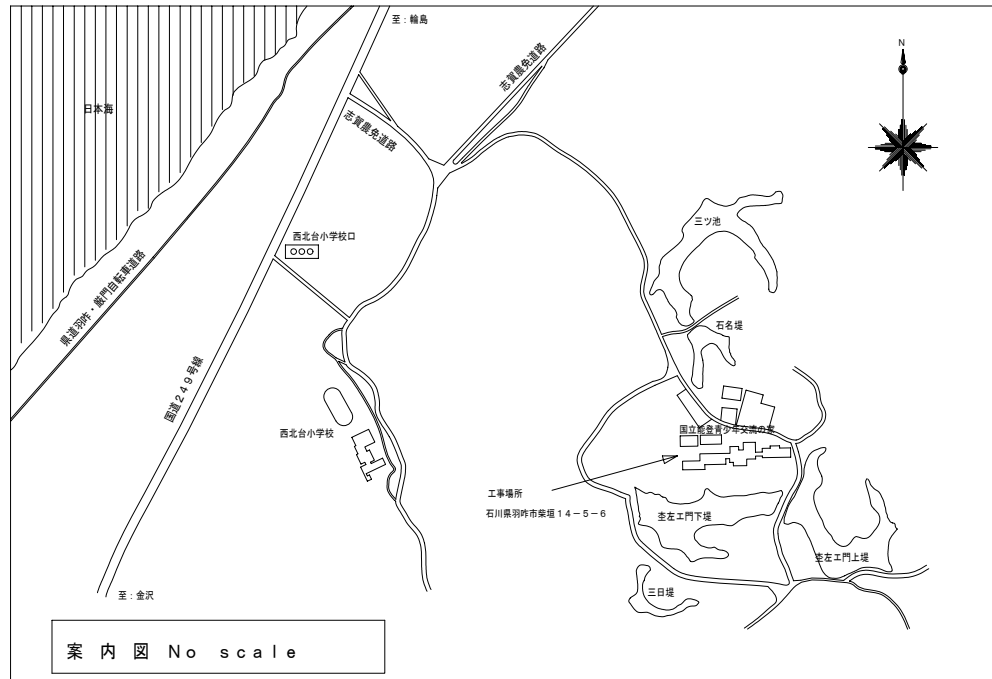
Technical specifications table with columns: 項目, 特記事項. Rows include 技能士, 施工の検査等, 技術検査, 完成時の提出図書, CADデータ, 安全に関する資料, 他工事又は他工種との取り合い, 電動機, 電源周波数, 容量等の表示, 総合試運転調整, 足場その他, 埋め戻し土・盛土, 建設発生土の処理方法, 地中埋設標等.

Additional specifications table with columns: 項目, 特記事項. Rows include 耐震措置, 配管, 配管の接続部, 試験, 保温, 塗装, 電線類, 電線の色別, 配線及び主回路の導体の色別, 配線, 共通事項, 既存躯体への穿孔.

設計(有)マツハ設備設計研究所
技術士事務所登録 第22065号
一般建築士事務所登録 第12513号
〒921-8002 石川県金沢市玉錦1丁目59番地
TEL 076-291-8200

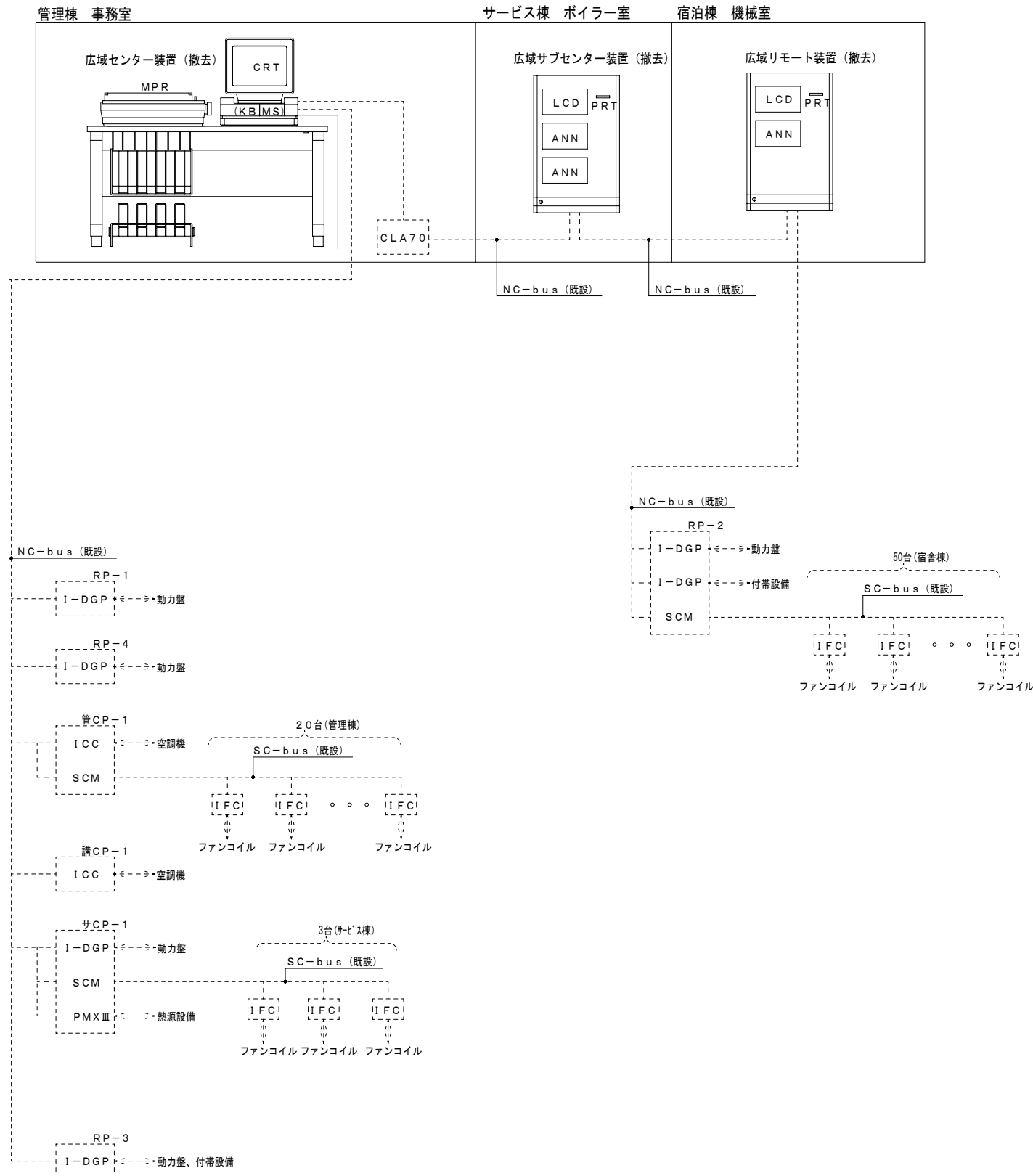
Table with columns: 所長, 設計, 特記, 改訂番号, 改訂月日, 改訂内容. Includes 独立行政法人国立青少年教育振興機構 and 施設管理課長.

Table with columns: 業務番号, 工事名称, 図面名称, 縮尺, 図面区分, 機械設備, 図面番号. Includes 国立青少年教育振興機構 国立能登青少年交流の家 中央監視設備改修工事 and 特記仕様書1.



設計 (有) マッハ設備設計研究所 <small>技術士事務所登録 第22065号 一級建築士事務所登録 第12513号 〒921-8002 石川県金沢市玉餘1丁目59番地 TEL 076-291-8200</small>	所長	設計	日付 令和4年5月	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立能登青少年交流の家 中央監視設備改修工事	独立行政法人国立青少年教育振興機構 施設管理課長 施設管理課	図面名称 案内図・配置図	縮尺 1/800 (A1) 1/1,600 (A3)	図面番号 M-02

中央監視設備 システム構成図 (改修前)



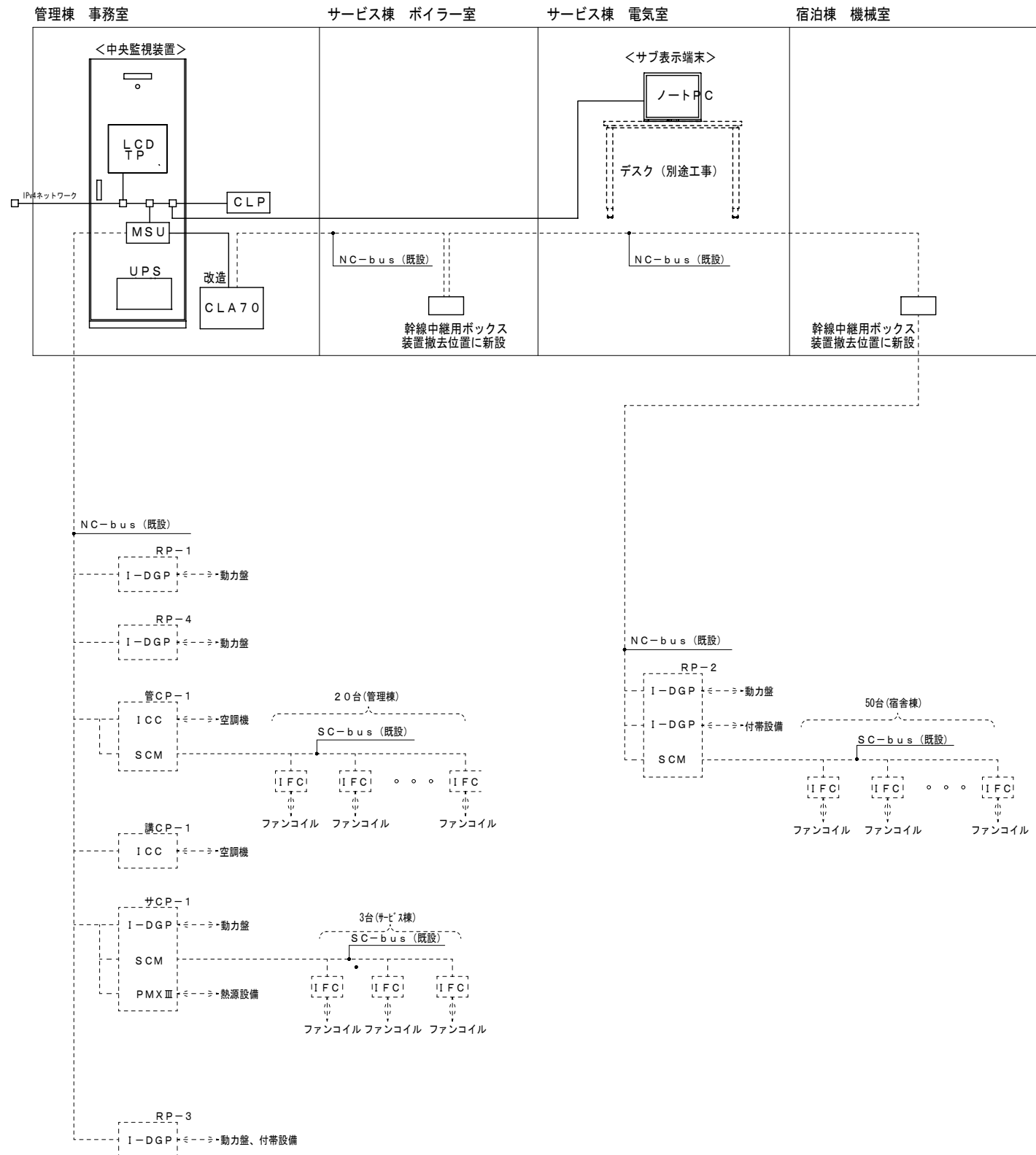
中央監視設備 機器仕様 (改修前)

機器名称	機器仕様
中央処理装置 (MCU)	管理点数 : 500点 主記憶装置 : 1Gメモリ 補助記憶装置 : フロッピーディスク装置 3.5" 200 ハードディスク装置 3.5" 45MB 接地条件 : 第3種単独接地 供給電源 : AC100V、60Hz 最大250VA 電源断保護 : 停電後100時間のデータメモリ及びカレンダー動作 周囲条件 : 5~35℃、30~80%RH システム入出力 : システム出力 (システム異常、重故障、軽故障、紙切れ、火災確認) システム入力 (給電状態、自家発切替、火災) 警報ブザー : 電子ブザー
カラーディスプレイ (CRT)	表示画面 : 14インチ型カラーCRT 表示文字 : 英、数、カナ、漢字、記号、絵文字 (アイコン) 表示色 : 8色 表示文字数 : 4000文字 解像度 : 640ドット×500ライン 供給電源 : AC90-132V、60Hz 140VA (20" 型) サマリグラフィ : 5枚
操作卓 (KB, MS)	キーボード (KB) : ファンクションキー、テンキー、インターホンキー マウス (MS) : 機械式
メッセージプリンタ (MRP)	型式 : インバクトドットマトリクス 印字文字種 : 英、数、カナ、漢字 印字色 : 黒、赤、青 印字数 : ANK 136字/行 電源 : AC100V±10%、60Hz、200VA

機器名称	機器仕様
広域リモート装置 (撤去)	主記憶装置 : 1Gメモリ 補助記憶装置 : 第3種単独接地 接地条件 : 第3種単独接地 供給電源 : AC100V、60Hz 最大300VA 電源断保護 : 停電後100時間のデータメモリ及びカレンダー動作 周囲条件 : 5~40℃、20~80%RH システム入出力 : システム出力 (システム異常、重故障、軽故障、紙切れ、火災確認) 警報ブザー : 電子ブザー
オペレータインターフェース (LCD)	形式 : バックライト付大型LCD 10" 相当 表示文字 : 英、数、カナ、記号、絵文字 (アイコン) 漢字/ひらがな (JIS第1、第2水準) 表示色 : 白黒 (黒文字/白地) 操作部 : 表示部上全面タッチパネル LCD自動消去
プリンタ (PRT)	形式 : 感熱式ドットマトリクス 印字文字種 : 英、数、カナ 漢字/ひらがな (JIS第1、第2水準) 印字色 : 黒 印字数 : ANK 40字/行
アナウンサータ (ANN)	簡易表示部 : 7セグメント、6桁 操作部 : 起動/停止、最終OFF時刻変更 ランプテスト等 常時表示灯 : LED、2灯 (赤、緑) /点 ANN : 40点

機器名称	機器仕様
広域サブセンター装置 (撤去)	接地条件 : 第3種単独接地 供給電源 : AC100V、60Hz 最大250VA 電源断保護 : 停電後100時間のデータメモリ 周囲条件 : 5~35℃、30~80%RH 警報ブザー : 電子ブザー
オペレータインターフェース (LCD)	形式 : バックライト付大型LCD 10" 相当 表示文字 : 英、数、カナ、記号、絵文字 (アイコン) 漢字/ひらがな (JIS第1、第2水準) 表示色 : 白黒 (黒文字/白地) 操作部 : 表示部上全面タッチパネル LCD自動消去
プリンタ (PRT)	形式 : 感熱式ドットマトリクス 印字文字種 : 英、数、カナ 漢字/ひらがな (JIS第1、第2水準) 印字色 : 黒 印字数 : ANK 40字/行
アナウンサータ (ANN)	簡易表示部 : 7セグメント、6桁 操作部 : 起動/停止、最終OFF時刻変更 ランプテスト等 常時表示灯 : LED、2灯 (赤、緑) /点 ANN : 40点

中央監視設備 システム構成図 (改修後)



注記
1. 破線部分は既存再使用

中央監視設備 機器仕様 (改修後)

機器名称	システム機能	機器仕様
中央監視装置 (制御部) (MSU)	1) Webブラウザの機能によりシステム管理情報の表示・操作及び、各種プログラムの設定、変更を行う。 2) タッチパネル(表示部)にて画面の選択及び、操作を行う。	電源 : AC100V、50/60Hz 105/405VA CPU : Power PC667MHz(32ビットCPU) メモリ : 512メガバイト OS : Linux SSD : 8ギガバイト 最大管理点数: 800オブジェクト 画面枚数 : 15枚(参考枚数)
タッチパネル (LCD/TP)	1) 表示の中心となるユニットで、各種のリストやグラフの表示を行う。 又、マルチウィンドウ表示により複数のグラフ、データの同時表示を行う。	電源 : DC24V 49W LCD : 15型 表示色 : 1677万色 表示文字 : 英数字、カナ、ひらがな、漢字(JIS第1、第2水準)、記号及び図形 解像度 : 1024×768ドット LCD操作 : タッチパネル(アナログ抵抗膜式) CPU : 1.8GHz
サブ表示端末 (ノートPC)	1) Webブラウザの機能によりシステム管理情報の表示・操作及び、各種プログラムの設定、変更を行う。 2) マウスにて画面の選択及び、操作を行う。	CPU : Core i5-4310M (システム機能を満たすバージョンとすること) メモリ : 4ギガバイト以上 ストレージHDD : 160ギガバイト以上 DVD-ROM : ドライブDVD-ROM8倍速 CD-ROM24倍速 ディスプレイ : 15.6インチワイド液晶 1920×1080 フルHD 電源 : AC100V±10%、50/60Hz、110VA OS : windows10 64bit Webブラウザ : IE11.0 プラグイン : JavaSE (JavaVM)v1.6.0_43 Adobe Reader DC (システム機能を満たすバージョンとすること)
カラーレーザープリンタ (CLP)	1) 各種データの印字を行う。 各種一覧リスト (バーチャルプリンタ)	印字方法 : 電子写真方式 表示色 : フルカラー 印字用紙 : A4 電源 : AC100V±10%、50/60Hz、1500VA 温度条件 : 10~35℃
IPv4 ネットワーク	1) 中央監視装置の基幹をなす伝送幹線であり、各種データ伝送を行う。 2) 通信プロトコルはIEEJ-G-0006:2006(アデンダムa含む) HTTPなど。	通信方式 : Ethernet、TCP/IPプロトコル群、IPv4対応 通信速度 : 10Mbps、100Mbps ケーブル仕様 : 100BASE-TX、100BASE-FX(エコメリアル)
無停電電源装置 (UPS)	1) 中央監視装置及び、必要な端末伝送装置に無停電電源を供給する。	出力 : AC100V 20A バッテリー動作時間 : 10分 バッテリー種類 : 小型シール鉛蓄電池 給電方式 : 常時インバータ方式 停電時 : シャットダウン機能付

既設機器等


機器名称	システム機能	
リモートユニット (I-DGP)	1) 現場に設置して中央制御装置とデータ伝送を行う。 2) リモートユニットと各入出力点数は個別配線とし、動力盤との信号取合は補助リレー等で電氣的に分離して入出力点の事故から影響を受けないようにする。	入出力点数 : 中央管理点入出力一覧表参照 電源 : AC100V/200V±10%、60Hz
空調機用コントローラ (ICC)	1) 中央監視と通信(コミュニケーション)し、空調機廻りデジタル演算・制御(DDC)を行う。 制御メモリ以内で個別プログラミングが可能。 2) 各入出力点間は個別配線とする。	入出力点数 : 中央管理点入出力一覧表参照 制御内容 : 自動制御計装図参照 電源 : AC100/200V±10%、60Hz
空調機用コントローラ (SCM)	1) IFCを管理し、中央監視装置とデータ伝送を行う。	電源 : AC100/200V±10%、60Hz
空調機用コントローラ (IFC)	1) ファンコイル制御を行う。	電源 : AC100/200V±10%、60Hz
伝送線 (NC-bus) (SC-bus)	1) リモートユニットと中央監視装置間のデータ伝送をする。	1PEV-S 0.9-1P 相当

中央監視システム機能表

<p>1. システム基本機能</p> <p>(1) 操作方法 タッチパネルにより操作を行う。</p> <p>(2) 機器個別発停操作・設定値変更 関連するグラフィック画面またはリスト画面より管理点を選択して機器の発停操作・設定値の変更を行う。 複数の機器を同時に起動する場合は、一定の遅れ時間において順次起動する。</p> <p>(3) 状態監視 管理点の状態・計測値・計量値の監視を行う。</p> <p>(4) 警報監視 管理点・システム構成機器の警報発生・復帰の監視を行う。 管理点の警報発生時は、最新の警報内容を専用エリアに表示すると共に、発生した警報に応じたインジケータの点滅表示を行う。 また、ブザー鳴動（音色4種類）、ガイダンス表示を行う。</p> <p>(5) 発停失敗監視／状態不一致監視 中央監視より発停指令後、一定時間機器の状態が変化しない場合、また中央監視の指令と機器の状態が不一致となった時は、警報を発する。</p> <p>(6) 最新警報表示 最新の警報内容を画面の専用エリアに表示する。</p>
<p>2. 画面全般</p> <p>(1) マルチウィンドウ表示 BAS画面は3画面を同時に表示することができる。 また、最大4画面の表示を同時に行い、画面横断的な情報把握を可能とする。</p> <p>(2) 画面スクロール機能 各種一覧画面等で画面上にすべての情報を表示しきれない場合は、スクロール機能により画面を移動させ表示することができる。</p> <p>(3) 画面履歴表示 ログイン中に表示した過去20画面までもどって呼び出しできる。</p> <p>(4) メニュー機能（お気に入り） 頻繁に参照する画面を登録し、お気に入りメニューから選択して画面を表示する。 お気に入りメニューはサムネイル付き又はテキストによる表示を行う。</p> <p>(5) 画面印刷（画面キャプチャー） 表示中の画面イメージを指定したプリンタに印刷／保存できる。</p>
<p>3. ユーザー管理</p> <p>(1) ユーザ管理 ユーザIDとパスワード（最大200）登録し、各機能画面に対して、操作の許可範囲（操作／表示のみ／表示不可）を設定できる。 特定IPアドレスの監視用PCは、ログイン時の認証処理を不要とできる。</p> <p>(2) 運用区分設定 管理点を運用区分として、最大32区分（設備・系統・場所・建物等）に振り分け、ユーザID毎にそれぞれの運用区分に属する管理点の操作、アラーム表示及び、ブザーの鳴動範囲を指定できる。</p>
<p>4. 監視機能・ポイント操作</p> <p>(1) 管理点詳細画面表示（ポイント操作ダイアログ） ポイント操作ダイアログから直接管理点の詳細画面を表示する。 詳細画面では、状態、計測値の管理点情報・管理点登録情報・運転時間データなどの情報・過去48時間分のトレンドバーグラフ・スケジュールを表示する。</p> <p>(2) 保守登録 定期点検中、保守中の管理点を保守登録とすることにより、監視、制御やスケジュール対象からはずすことができる。 その際、保守中インジケータを表示する。</p> <p>(3) 計測値上下限監視・設定 計測値が設定された上下限インジケート値を超えた場合に、予め登録された機器の運動に従った制御を行う。 さらに上下限値から外れた場合には警報を発する。</p> <p>(4) 計測値偏差値監視・設定 偏差（計測値と設定値の差）が設定された値を超えた時は、警報を発する。</p> <p>(5) 運転時間／投入回数積算 機器の運転時間、運転（投入）回数を積算し、表示する。</p>

<p>5. 監視機能・各種一覧表示</p> <p>(1) ソフトアナンシエータ表示 各設備の状態を画面上にアナンシエータ（集合表示灯）形式で表示する。表示は個別情報が見やすい拡大モードと一覧性に優れる縮小モードの選択が可能とする。ポイントの状態が一目で判断できるよう、ボタンの表示色が変わる。また、このボタンをクリックすることでポイント詳細画面の表示を可能とする。 また、ユーザーは自由にグループを作成可能とする。</p> <p>(2) 管理点検索（ポイント検索） 管理点の属性情報（管理点名称、グループNo.、管理点種別）を条件として検索し、結果を一覧形式でまとめて表示できる。 また結果はPDFファイルとして出力ができ、印刷を可能とする。</p> <p>(3) 管理点一覧表示 各管理点の状態毎に次の一覧形式で表示する。 グループ、警報中、運転中、停止中、保守中、トラブル中 グループ一覧においてはグループ単位での一括発停操作や設定変更を可能とする。 各一覧表はPDFファイルとして出力でき、印刷を可能とする。</p> <p>(4) モジュール状態監視（デバイス状態監視） システム構成機器の状態・通信状態を常時監視し、異常時には警報を発する。</p> <p>(5) リモートユニット状態監視 リモートユニットの状態・通信状態を常時監視し、異常時には警報を発する。</p>
<p>6. 監視機能・各種警報通知</p> <p>(1) サマリグラフ強制表示 警報発生時、指定されたグラフィック画面を強制的に表示する。</p> <p>(2) 外部移報 管理点の代表警報を外部接点にて出力する。</p>
<p>7. 制御機能－共通</p> <p>(1) カレンダー制御 平日、休日、特別日1、特別日2の設定が2年先までできる。</p> <p>(2) タイムプログラム制御 中央監視からの操作対象機器をタイムプログラムに登録し、自動的にスケジュール発停操作を行う。 スケジュールは、マスタースケジュールと実行スケジュールを有する。 マスタースケジュールで4種の日付種別に対して起動・停止時刻を設定する。 カレンダー情報とマスタースケジュールにより、当日を含む7日間の実行スケジュールを作成する。 実行スケジュール上で起動・停止時刻の変更ができる。 対象機器に対して起動／停止の出力動作を1日に最大8回まで設定できる。</p> <p>(3) 機器運動制御 管理点の状態変化・警報発生等（イベント）を条件として、操作対象機器を指定した状態（起動／停止等）に動作させる。</p> <p>(4) 論理演算 複数の管理点の入力状態に対して、論理演算（AND・OR）判断を行い、結果を管理点に出力できる。</p>
<p>8. 制御機能－空調</p> <p>(1) 季節切替制御 指定した日付に自動的に季節切替（季節に合わせた運転モードの切替）を行う。 モードは送風／冷房／暖房／冷暖の4種類とし、手動による切替もできる。</p>
<p>9. 制御機能－電気</p> <p>(1) 停電制御 商用電源断検出時、ブザー鳴動、停電インジケータを点滅表示する。 また状態不一致の警報を抑制し、一般制御は実行保留とする。 但し、火災処理制御と手動操作は実行できる。</p> <p>(2) 自家発起動時順序投入制御 自家発起動時、登録されている機器の順序投入を行う。</p> <p>(3) 復電制御 商用電源が復帰した時は、自動または手動の復電指令により、復電制御を行う。 発停点は停電前の状態及び、停電中に保留された一般制御出力にあわせて起動／停止を行う。</p>

<p>10. 制御機能－防災</p> <p>(1) 火災処理制御 火災信号入力時、ブザー鳴動、火災インジケータ点滅表示、バーチャルプリンタ表示により火災発生時の通知を行う。 また、火災信号入力時、空調機等の関連機器を自動的に停止することを可能とする。 火災時の動作は、他の制御より優先して実行する。 火災復帰時は、手動操作で火災処理制御を解除する。</p>
<p>11. データ管理機能</p> <p>(1) トレンドデータ収集 計測値、積算値、機器の運転状態の時系列変化を一定時間蓄積する。</p> <p>(2) ユーザーデータ加工支援機能 トレンドデータとして収集したデータをCSV形式で手動及び、自動でファイル出力ができる。</p> <p>(3) バーチャルプリンタ 警報、状態変化、操作設定、未確認警報を最新のものから年／月／日／時／分／秒順に一覧形式で表示する。 表示種別を選択することにより、全体もしくは警報、状態変化、操作設定、未確認警報を抽出、表示できる。 表示中のデータは、文字列や時刻による検索、コメント入力可能とする。 また自動及び、手動でPDFファイルを生成し、印刷を可能とする。 また、CSV形式でのファイル出力も可能とする。</p> <p>(4) データ自動出力統合 トレンドデータとして収集した1分周期データを、1日1回グループリスト毎に自動でCSV形式でのファイル出力ができる。 また、バーチャルプリンタ（PDF／CSV）・日月年報（PDF／CSV）・ユーザーデータ加工（CSV）電力デマンド履歴（CSV）も同様に、自動でファイル出力ができる。</p>

 <p>設計 (有) マツハ設備設計研究所 技術士事務所登録 第22065号 一級建築士事務所登録 第12513号 〒921-8002 石川県金沢市玉鉢1丁目59番地 TEL 076-291-8200</p>	<p>所長</p>	<p>設計</p>	<p>日付</p> <p>令和4年5月</p>	<p>工事名称</p> <p>国立青少年教育振興機構 国立能登青少年交流の家 中央監視設備改修工事</p>	<p>独立行政法人国立青少年教育振興機構</p>	<p>図面名称</p> <p>中央監視設備 システム機能表 (改修後)</p>	<p>縮尺</p> <p>N. S (A1) N. S (A3)</p>	<p>図面番号</p> <p>M-05</p>
					<p>施設管理課長</p>	<p>施設管理課</p>		

中央管理点入出力一覧表 (1)

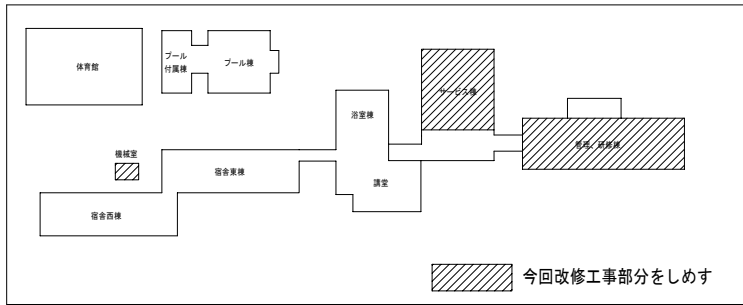
記号	名称	リモート ユニット	操作			表示			計測			備考
			設定	切替	発停	状態	故障	警報	温度	湿度	圧力	
	冷水発生機	IDGP				1	1					
	冷水発生機操作	IDGP		1								
	冷水1次ポンプ	IDGP				1	1					
	冷水1次往温度	IDGP						1				
	冷水1次還温度	IDGP						1				
	冷水往温度 (宿舎東棟)	IDGP						1				
	冷水還温度 (宿舎東棟)	IDGP						1				
	冷水往温度 (宿舎西棟)	IDGP						1				
	冷水還温度 (宿舎西棟)	IDGP						1				
	冷水2次ポンプ (宿舎東棟)	IDGP		1	1							
	冷水2次ポンプ (宿舎西棟)	IDGP		1	1							
	冷却塔	IDGP				1	1					
	冷却水ポンプ	IDGP				1	1					
	冷却水往温度	IDGP						1				
	冷却水還温度	IDGP						1				
	オイル消費量	IDGP								1		
	送油ポンプ	IDGP				1	1					
	オイルタンク 満油	IDGP						1				
	オイルタンク 減油	IDGP						1				
	オイルサービスタンク 満油	IDGP						1				
	オイルサービスタンク 減油	IDGP						1				
	オイルタンク 油量	IDGP							1			
	煤煙濃度	IDGP						1				
	循環ポンプ (小浴室)	IDGP		1	1	1						
	給気ファン (機械室)	IDGP		1	1							
	温度 (電気室)	IDGP						1				
	排水ポンプ1、2 一括	IDGP		1	1							
	ファンコイル (宿舎東棟 A1~10)	SCM			10							
	温度 (宿舎東棟 A1~10)	SCM						10				
	温度設定 (宿舎東棟 A1~10)	SCM	10									
	温度 (宿舎東棟 A11、12)	SCM						1				
	温度設定 (宿舎東棟 A11、12)	SCM	1									
	ファンコイル (宿舎東棟 A11、12)	SCM		1								
	ファンコイル (宿舎東棟 Aリーダー)	SCM		1								
	温度 (宿舎東棟 Aリーダー)	SCM						1				
	温度設定 (宿舎東棟 Aリーダー)	SCM	1									
	ファンコイル (宿舎東棟 B1~9)	SCM			9							
	温度 (宿舎東棟 B1~9)	SCM						9				
	温度設定 (宿舎東棟 B1~9)	SCM	9									
	ファンコイル (宿舎東棟 Bリーダー)	SCM		1								
	温度 (宿舎東棟 Bリーダー)	SCM						1				
	温度設定 (宿舎東棟 Bリーダー)	SCM	1									
	ファンコイル (宿舎東棟 B宿舎談話コーナー)	SCM		1								
	温度 (宿舎東棟 B宿舎談話コーナー)	SCM						1				
	温度設定 (宿舎東棟 B宿舎談話コーナー)	SCM	1									
	ファンコイル (宿舎西棟 C1~11)	SCM			11							
	温度 (宿舎西棟 C1~11)	SCM						11				
	温度設定 (宿舎西棟 C1~11)	SCM	11									
	ファンコイル (宿舎西棟 Cリーダー)	SCM		1								
	温度 (宿舎西棟 Cリーダー)	SCM						1				
	温度設定 (宿舎西棟 Cリーダー)	SCM	1									
	ファンコイル (宿舎西棟 C宿舎談話コーナー)	SCM		1								
	温度 (宿舎西棟 C宿舎談話コーナー)	SCM						1				
	温度設定 (宿舎西棟 C宿舎談話コーナー)	SCM	1									
	ファンコイル (宿舎西棟 D1~10)	SCM			10							
	温度 (宿舎西棟 D1~10)	SCM						10				
	温度設定 (宿舎西棟 D1~10)	SCM	10									
	ファンコイル (宿舎西棟 Dリーダー)	SCM		1								
	温度 (宿舎西棟 Dリーダー)	SCM						1				
	温度設定 (宿舎西棟 Dリーダー)	SCM	1									
	ファンコイル (宿舎西棟 D宿舎談話コーナー)	SCM		1								
	温度 (宿舎西棟 D宿舎談話コーナー)	SCM						1				
	温度設定 (宿舎西棟 D宿舎談話コーナー)	SCM	1									
	ファンコイル (宿舎東棟 実習生室)	SCM		1								
	温度 (宿舎東棟 実習生室)	SCM						1				
	温度設定 (宿舎東棟 実習生室)	SCM	1									
	ファンコイル (宿舎東棟 小浴室脱衣所)	SCM		1								
	温度 (宿舎東棟 小浴室脱衣所)	SCM						1				
	温度設定 (宿舎東棟 小浴室脱衣所)	SCM	1									

記号	名称	リモート ユニット	操作			表示			計測			備考
			設定	切替	発停	状態	故障	警報	温度	湿度	圧力	
	汚水槽 満水	IDGP								1		
	排水槽 満水	IDGP								1		
	温水器 一括 (身障者)	IDGP								1		
	温水器 電源 (身障者)	IDGP						1				
	温水器 通電 (身障者)	IDGP						1				
	温水器 満水 (身障者)	IDGP						1				
	温水器 1000L (身障者)	IDGP						1				
	温水器 500L (身障者)	IDGP						1				
	温水器 (宿舎西棟 1階東)	IDGP		1	1							
	温水器 (宿舎西棟 1階西)	IDGP		1	1							
	温水器 (宿舎東棟 2階東)	IDGP		1	1							
	温水器 (宿舎東棟 2階西)	IDGP		1	1							
	温水器 (宿舎東棟 2階身障者)	IDGP		1	1							
	温水器 (宿舎西棟 2階東)	IDGP		1	1							
	温水器 (宿舎西棟 2階西)	IDGP		1	1							
	温水器 (宿舎東棟 3階東)	IDGP		1	1							
	温水器 (宿舎東棟 3階西)	IDGP		1	1							
	温水器 (プール棟)	IDGP		1	1							
	宿電P-1 一括警報	IDGP								1		
	宿機P-1 一括警報	IDGP								1		
	宿東M-1 一括警報	IDGP								1		
	宿東P-1 一括警報	IDGP								1		
	宿西M-1 一括警報	IDGP								1		
	宿受変電 一括警報	IDGP								1		
	熱源群指令	IDGP			1	1						
	RH-1-1 発生器	IDGP				1	1					
	RH-1-2 発生器	IDGP				1	1					
	RH-1-1 入口温度	IDGP								1		
	RH-1-1 出口温度	IDGP								1		
	RH-1-2 入口温度	IDGP								1		
	RH-1-2 出口温度	IDGP								1		
	PCH-1-1 1次ポンプ	IDGP						1	1			
	PCH-1-2 1次ポンプ	IDGP						1	1			
	2次ポンプ群指令	PMX III			1							
	PCH-2-1 2次ポンプ	PMX III			1	1	1					
	PCH-2-2 2次ポンプ	PMX III			1	1	1					
	PCH-2-3 2次ポンプ	PMX III			1	1	1					
	PCH-2-4 2次ポンプ	PMX III			1	1	1					
	負荷流量	PMX III								1		
	CT-1-1 往温度	IDGP								1		
	CT-1-1 還温度	IDGP								1		
	CT-1-2 往温度	IDGP								1		
	CT-1-2 還温度	IDGP								1		
	PCD1-1 冷却水ポンプ	IDGP						1	1			
	PCD1-2 冷却水ポンプ	IDGP						1	1			
	薬注ポンプ (大浴)	IDGP								1		
	薬注ポンプ (中浴)	IDGP								1		
	温水機 (ボイラー)	IDGP						1	1			
	緊急停止 (ボイラー)	IDGP		1								
	燃料消費量	IDGP									1	
	給湯1次ポンプ群	IDGP			1							
	給湯1次ポンプ-1	IDGP				1	1					
	給湯1次ポンプ-2	IDGP				1	1					
	給湯2次ポンプ群	IDGP			1							
	給湯2次ポンプ-1	IDGP				1	1					
	給湯2次ポンプ-2	IDGP				1	1					
	昇温用ポンプ群	IDGP			1							
	昇温用ポンプ-1	IDGP				1	1					
	昇温用ポンプ-2	IDGP				1	1					

中央管理点入出力一覧表 (2)

記号	名称	リモート ユニット	操作			表示			計測			計量	備考	
			設定	切替	発停	状態	故障	警報	温度	湿度	7707			
	オイルギアポンプ-1	IDGP				1	1							
	オイルギアポンプ-2	IDGP				1	1							
	オイルサービスタンク 満油	IDGP								1				
	オイルサービスタンク 減油	IDGP								1				
	地震信号	IDGP								1				
	煤煙警報	IDGP								1				
	煤煙濃度	IDGP								1				
	空調機 (視聴覚室)	ICC			1	1	1							
	空調機 (講堂)	ICC			1	1	1							
	ウォーミングアップ	ICC				1								
	フィルター警報	ICC								1				
	フィルター警報	ICC								1				
FE-2	排気ファン	IDGP									1			
	給気ファン (機械室)	IDGP				1	1							
	排気ファン (機械室)	IDGP				1	1							
	排気ファン (視聴覚室)	IDGP				1	1							
CT-1-1	冷却塔ファン	IDGP				1	1							
CT-1-2	冷却塔ファン	IDGP				1	1							
	給排気発停 (機械室)	IDGP			1									
	給気ファン (大浴室)	IDGP			1	1	1							
	排気ファン (大浴脱衣室)	IDGP			1	1	1							
	排気ファン (大浴室)	IDGP			1	1	1							
	給気ファン (中浴室)	IDGP			1	1	1							
	排気ファン (中浴脱衣室)	IDGP			1	1	1							
	排気ファン (中浴室)	IDGP			1	1	1							
	ファンコイル (会議室)	SCM			1									
	温度 (会議室)	SCM							1					
	温度設定 (会議室)	SCM	1											
	ファンコイル (教材室)	SCM			1									
	温度 (教材室)	SCM							1					
	温度設定 (教材室)	SCM	1											
	ファンコイル (玄関ホール)	SCM			1									
	温度 (玄関ホール)	SCM							1					
	温度設定 (玄関ホール)	SCM	1											
	ファンコイル (資料準備室)	SCM			1									
	温度 (資料準備室)	SCM							1					
	温度設定 (資料準備室)	SCM	1											
	ファンコイル (事務室1~3)	SCM			3									
	温度 (事務室1~3)	SCM							3					
	温度設定 (事務室1~3)	SCM	3											
	ファンコイル (小会議室)	SCM			1									
	温度 (小会議室)	SCM							1					
	温度設定 (小会議室)	SCM	1											
	ファンコイル (食堂)	SCM			1									
	温度 (食堂)	SCM							1					
	温度設定 (食堂)	SCM	1											
	ファンコイル (図書コーナー)	SCM			1									
	温度 (図書コーナー)	SCM							1					
	温度設定 (図書コーナー)	SCM	1											
	ファンコイル (大研修室)	SCM			1									
	温度 (大研修室)	SCM							1					
	温度設定 (大研修室)	SCM	1											
	ファンコイル (第1~8研修室)	SCM			8									
	温度 (第1~8研修室)	SCM							8					
	温度設定 (第1~8研修室)	SCM	8											
	ファンコイル (第1, 2和室)	SCM			2									
	温度 (第1, 2和室)	SCM							2					
	温度設定 (第1, 2和室)	SCM	2											
	ファンコイル (談話コーナー)	SCM			2									
	温度 (談話コーナー)	SCM							2					
	温度設定 (談話コーナー)	SCM	2											

記号	名称	リモート ユニット	操作			表示			計測			計量	備考	
			設定	切替	発停	状態	故障	警報	温度	湿度	7707			
	給気温度 (講堂)	IDGP								1				
	室内温度 (講堂)	IDGP								1				
	室内温度設定 (講堂)	IDGP	1											
	室内湿度 (講堂)	IDGP									1			
	室内湿度設定 (講堂)	IDGP	1											
	給気温度 (視聴覚)	IDGP								1				
	温度設定 (視聴覚)	IDGP	1											
	遠気温度 (視聴覚)	IDGP								1				
	遠気湿度 (視聴覚)	IDGP									1			
	湿度設定 (視聴覚)	IDGP	1											
	高置水槽(市水) 満水	IDGP									1			
	高置水槽(市水) 減水	IDGP									1			
TE-1	膨張タンク 満水	IDGP									1			
TE-1	膨張タンク 減水	IDGP									1			
	昇温温度	IDGP									1			
	温度 (大浴場)	IDGP								1				
	温度 (中浴場)	IDGP								1				
	給湯温度-1	IDGP								1				
	給湯温度-2	IDGP								1				
	ろ過ポンプ (大浴場)	IDGP				1	1	1						
	ろ過ポンプ (中浴場)	IDGP				1	1	1						
サP-4	一括警報	IDGP									1			
講P-3	一括警報	IDGP									1			
管P-3	一括警報	IDGP									1			
サP-3	一括警報	IDGP									1			
浴P-1	一括警報	IDGP									1			



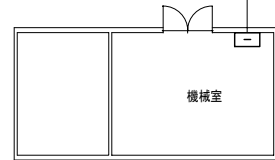
キープラン

凡例			
記号	名称	仕様・規格	備考
☒	プルボックス	200×200×100	
☒SUS	プルボックス	200×200×100 WP SUS	
◎LAN	情報コンセント	CAT6	FL+1000に取付
☒	防火区画貫通処理	短管工法 E25	国土交通省大臣認定工法
◎	壁機械はつり補修	50φ RC壁 120mm	
∴	点検口 (既存)	450×450	

特記なき配管、配線を下記にしめす。					
記号	ケーブル	天井内	屋内露出	屋外露出	備考
——	EM-UTP (CAT6) 4P	ころがし			
-----	EM-UTP (CAT6) 4P		E25	G22	

機械室工事内容

- 幹線中継ボックス 1個 (新設)
- 広域リモート装置 1式 (撤去)



電気室工事内容

- サブ表示装置新設 1式 (新設)

ボイラー室工事内容

- 幹線中継ボックス 1個 (新設)
- 広域サブセンター装置 1式 (撤去)

モデム (CLA70) 改造

- 事務室工事内容
- 中央監視装置 1面 (新設)
- 広域センター装置 1式 (撤去)

1階配線図 (改修後)